㈭　(ア)から(エ)までの規定にかかわらず、1,906.9MHzを超え1,907.9MHz以下の周波数帯においては、任意の１MHzの帯域幅における平均電力が親機にあつては－36dB以下、子機にあつては－25dB以下の値 ㈮　(ア)から(エ)までの規定にかかわらず、1,920MHzを超え1,925MHz以下の周波数帯においては、任意の５MHzの帯域幅における平均電力が親機にあつては－33dB以下、子機にあつては－18dB以下の値 ［53～67　略］	［新設］ ［新設］ ［53～67　同左］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に受けている時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話に使用するための無線設備に係る電波法（以下「法」という。）第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証（以下「技術基準適合証明等」という。）は、この省令の施行後においてもなお効力を有する。

3　この省令の施行の際現にされている時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話に使用するための無線設備に係る技術基準適合証明等の求めの審査は、なお従前の例によることができる。

○経済産業省令第八十六号

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六十九条の五、輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第一及び外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）別表の規定に基づき、輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月十日

経済産業大臣　梶山　弘志

輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令

輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成三年通商産業省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（輸出貿易管理令別表第一関係）	（輸出貿易管理令別表第一関係）
第一条　［略］	**第一条**　［略］
第二条　［略］	**第二条**　［略］
一・二　［略］	一・二　［略］
三　軍用の化学製剤と同等の毒性を有する物質の原料となる物質として、次のいずれかに該当するもの又はこれらの物質を含む混合物（へからヤまでに該当する物質を含む混合物にあっては、へからタまでに該当するいずれかの物質の含有量が全重量の一〇パーセントを超えるもの又はレからヤまでに該当するいずれかの物質の含有量が全重量の三〇パーセントを超えるものに限る。）	三　軍用の化学製剤と同等の毒性を有する物質の原料となる物質として、次のいずれかに該当するもの又はこれらの物質を含む混合物（へからヤまでに該当する物質を含む混合物にあっては、へからタまでに該当するいずれかの物質の含有量が全重量の一〇パーセントを超えるもの又はレからヤまでに該当するいずれかの物質の含有量が全重量の三〇パーセントを超えるものに限る。）
イ～ワ　［略］	イ～ワ　［略］
カ　N・N－ジアルキルアミノエタン－２－チオール（アルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。）－ジイソプロピルアミノエタンチオール（アルキル基の炭素数が三以下であるものに限り、二－ジイソプロピルアミノエタンチオール及び二－ジイソプロピルアミノエタンチオール塩酸塩を含む。）及びそのプロトン化塩類	カ　N・N－ジアルキルアミノエタン－２－チオール（アルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。二－ジイソプロピルアミノエタンチオール及び二－ジイソプロピルアミノエタンチオール塩酸塩を含む。）及びそのプロトン化塩類
（二－ジイソプロピルアミノエタンチオール塩酸塩を含む。）	
ヨ～ヤ　［略］	ヨ～ヤ　［略］
２・３　［略］	２・３　［略］